

短期滞在手術等基本料1の施設基準取得について

当院では2024年5月より、大腸ポリープ切除術を施行された方に対し、短期滞在手術等基本料の算定をさせて頂いております。

これは大腸ポリープ切除術などの日帰り手術に関して、行政が求めている適正な施設基準を満たしている場合に限り算定されているものです。

施設認定には、人員の十分な配置・施設や医療設備の充実度・緊急時の対応などにおいて一定以上の質を確保することが求められております。

当院では上記の基準を満たしているため、正式に行政より認定を頂きました。そのため該当の日帰り手術を施行実施した際には上記の加算が追加になっております。

ご理解、ご了承の程、よろしくお願い申し上げます。

※内視鏡検査のみの場合は、負担増加はありません。